

「広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会」 からの提言への広域機関の対応方針について

平成29年5月

電力広域的運営推進機関

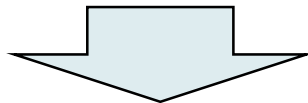
＜第三者評価委員会からの提言＞

①全体プロジェクトの立ち上げ

- ・ 役員として全体プロジェクトを認識し、統括責任者を設置するとともに、全体プロジェクトの目的、スコープ、ゴール、権限、人材、予算等を明確化する。

②全体プロジェクト計画・実行

- ・ 統括責任者は全体プロジェクト計画を策定し、個々のプロジェクトの責任者を設置し、全体及び個々の目的、ゴール、体制、予算、スコープ、リスク、課題等を明確化し、実行時に確認する。



＜広域機関の対応方針＞

- 広域機関ルール策定、業務運用検討、システム開発、ユーザ教育・支援を含めた全体プロジェクトを認識し、全体プロジェクト統括責任者を設置するとともに、適切にマネジメントされたシステム構築を目指します。
 - a. 具体的には、統括責任者を設置し、全体プロジェクト計画を理事会で承認し、四半期毎に見直しながら、プロジェクト管理を実施します。
 - b. プロジェクトマネジメントオフィス（PMO）が統括責任者を補佐することにより、管理を強化します。

＜第三者評価委員会からの提言＞

③システム開発の要件定義・調達・計画

- ・ 責任者は、要件定義工程において、機能要件、非機能要件を定め、出来る限り細かい粒度の仕様書で公募・発注を行う。
- ・ 調達時、使用するアーキテクチャー、開発プロセス、開発者の能力等、実行性を総合的に判断できる基準を設定した上で審査する。
- ・ 広域機関としてのプロジェクト計画を策定する。

④システム開発の設計・開発

- ・ 広域機関が直接設計書等の成果物をレビューする。全てが困難な場合は、少なくとも間接的なレビューを実施する。



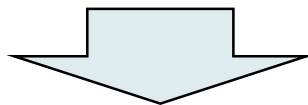
＜広域機関の対応方針＞

- システム開発プロセスにおいて業務品質を確保するために、システム開発に関する内部ルールを制定します。
 - c. 具体的には、開発手順、入札審査基準、プロジェクト計画書作成、開発管理等の内部ルールを制定します。
 - d. 入札前に要件定義工程を実施し、提案依頼書(RFP)の精度を高めます。また、低価格のみで決まらない新しい審査基準に従い、開発会社を決定します。
 - e. 開発時には、直接レビュー範囲を抜本的に拡大します。量的に難しい場合は、開発会社側のレビュー状況の報告を用いた間接レビューにより、網羅的に全体を把握し、工程・品質の管理を強化します。工程・品質の管理状況を専門家がチェックし、一定水準を確保します。

＜第三者評価委員会からの提言＞

⑤人材

- ・ 中長期的な視点に立って人材を育成する。
- ・ 開発会社に十分なスキル・経験を持つ人材が確保できない場合には、広域機関でその底上げを図る。



＜広域機関の対応方針＞

- システム開発に必要な人材を、中長期的に確保・育成し、業務要件定義からシステム構築管理まで、専門性の高い要員をもって、システム構築を実施します。

※広域機関の全システム担当：機関発足時14名、現在18名を、本年7月には25名程度に増員予定

- f. 具体的には、プロパー職員の採用を積極的に実施し、外部委託も活用します。

※システム担当のプロパー職員：現在1名を7月には3名に増員予定

※PMO支援の外部委託：6月より2名程度を新規追加予定

- g. 開発会社から出向者を受け入れ、開発会社側の人材育成にも積極的に関与します。

※開発会社からの出向者：現在2名を7月には5名程度に増員予定